

郡山市認可保育所等障害児保育補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害児保育の推進及び障害児の処遇向上を目的として、障害のある児童を保育する保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）を設置運営する者（以下「設置者」という。）に対し、障害児の保育に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することに関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び同法第3条第1項又は第3項の規定による認定を受けた幼保連携型認定こども園以外の認定こども園をいう。
- (3) 必要保育士数 特定教育・保育施設等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号）第4に定める公定価格における充足すべき職員数のうち、充足すべき保育士又は保育教諭の数をいう。
- (4) 常勤換算数 常勤職員を1とし、常勤以外の職員については常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計を各施設の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数で除して得た数をいう。
- (5) 障害児 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第2号又は同項第3号に該当する児童であり、次のいずれかに該当する児童をいう。
 - ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象となっている児童
 - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている児童
 - ウ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）第5の規定により療育手帳の交付を受けている児童
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童
 - オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証の交付を受けている児童
 - カ 医師による診断書又は巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見書等により障害の事実が把握可能な児童

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する保育所等の設置者とする。

- (1) 月の初日において障害児を保育していること。
- (2) 月の初日において必要保育士数を超えて、障害児の保育を担当する保育士（以下「障害児保育担当保育士」という。）を障害児1人当たり常勤換算数0.5人配置していること。

(補助金の交付の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条第2号に規定する障害児保育担当保育士を配置することにより生ずる人件費とする。

(補助基準額及び補助金の額)

第5条 補助金の基準となる額は、申請する年度に属する各月の初日に受け入れている障害児の人数に、84,500円を乗じて得た額とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と補助基準額を比較して少ない方の額とする。

(補助金の交付の対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度(財政法(昭和22年法律第34号)第11条に規定する会計年度をいう。)の3月31日を末日とする1年間とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、前条の規定による補助金の交付の対象となる期間の末日までに、規則第4条の補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 障害児が第2条第5項に該当することが確認できる書類
- (2) 障害児保育を担当する保育士の資格者証
- (3) 事業報告書(第1号様式)
- (4) 補助金所要額積算実績表(第2号様式)
- (5) 保育所にあつては職員配置状況確認表(保育所用)(障害児保育補助金確認用)(第3号様式(その1))、認定こども園にあつては職員配置状況確認表(認定こども園用)(障害児保育補助金確認用)(第3号様式(その2))
- (6) 障害児保育を担当する保育士に係る支出を証する書類の写し

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月7日から施行する。